

ふるさと歴史散歩

「第165回」松崎八幡宮址

その七



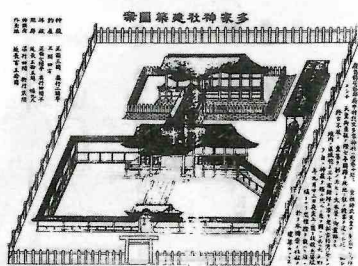
幻の多家神は一体どこに、それを解明する手掛かりは古代の歴史書にある。『三代実録』巻二貞観元(859)年には、伊都岐島神(厳島神社)、速谷神に続いて、多家神が従五位上に叙されているが、巻十四貞観九(867)年では、伊都岐島神、速谷神に続いて安藝都彦神が正五位下に叙されており、肝心の多家神の名前が消えている。この安藝都彦は、『藝藩通志』によると、『三代実録』貞観九年丁亥冬十月十三日の記事に、初めて登場した神の名前で、吉備に吉備都彦神があるように、安藝國を開いた神であるため、国人が廟を建てて祀り、朝廷も位階を叙して崇敬した。神武天皇が東征の時には、この神が出迎えたと言う。しかし、延長五(927)年に完成した『延喜式』神名帳には、安藝國の三座の名神大社は、佐伯郡に速谷神社と伊都岐島神社の二

座、安藝郡に多家神社の一座であるとされ、安藝都彦神が消えて、再び多家神が復活している。

ここで問題になるのが「多家神」と「安藝都彦神」の関係はどうなっているのかである。参考になるのが『三代実録』と『延喜式』で、その両方に安藝國の大社は三座しかなく、しかも佐伯郡二座、安藝郡に一座があるのみで、沼田郡、高田郡や賀茂郡などの他郡には存在しない。「貞観元年にあつた多家神が八年後には安藝都彦神となり、その六十年後に、再び多家神となるのは、表裏一体の異称同一神ではないか」と考察する研究者もいて、一考に値する。それは、実際に神社の中には、同一神でありながら別の名前で祀られる祭神があるからだ。例えば、大己貴神・大物主神・葦原色許男神・大国玉神・八子矛神などの別

称がある。したがって、多家神と安藝都彦神は異称同一神である。「多家神社は初め総社にあつて、主祭神は安藝都彦神であつた」という江戸時代の記録もある。

いずれにせよ、十世紀、平安時代中期以降は、多家神社・多家神の名は歴史資料から消えており、江戸時代に国学者らによって我が国の古代史像(神武天皇東征神話)の見直しが始まるまでの間、再び、幻の多家神となっていたのである。



(大正5年頃・多家神社建築図面)

府中町文化財保護審議会会長

横田 禎昭

消費生活相談

突然「最終通達」のハガキがきた

相談内容



法務省認可法人の債権回収業者を名乗るところから「総合消費料金未納分最終通達書」と書かれたハガキがきた。このままだと、裁判手続きを経て、給与差し押さえや強制執行を行うと書いてある。全く身に覚えがないが、本当に強制執行されるのだろうか。「至急連絡して確認するよう」と電話番号が書いてあるが、連絡した方が良いか。(50代 女性)

アドバイス



このようなハガキは、何らかの方法で入手した名簿に基づき、大量に送付されています。請求内容は、債権回収業者を装い、インターネット利用の未納料の請求をするものが最も多く、その他融資の返済、通信販売代金の請求などさまざまです。



悪質業者は「最終通告」「自宅に回収に伺う」「裁判所に出廷」「差し押さえ手続きをとる」などとハガキに脅し文句を並べて、受け取った方が不安になり、連絡してくるのを待っています。悪徳業者は電話してきた人をだましてお金を銀行口座に振り込ませまします。連絡すると、今以上の個人情報を知り出され、新たなトラブルに巻き込まれることにもなります。現在まで、無視して実際に業者が自宅にやってくる、差し押さえられたりという相談事例はありません。

困ったときは、消費生活相談窓口にご相談ください。

消費生活相談員による
相談窓口

町民生活課(役場4階)
☎286-3128
月～金曜日
午前9時～正午
午後1時～4時